

## SideBooks における委員会資料の事前提供について（試行実施）

### 1 委員会資料データの事前提供

SideBooks における資料データについては、正副委員長と理事者の事前打合せ終了後、全議員に対し事前に提供する。

なお、進行表については、現状どおり正副委員長と理事者の事前打合せ終了後、直ちに提供する。

(1) 対象となる委員会 各常任委員会及び特別委員会（予・決特を除く）

(2) 提供予定時間

|          | 変更後                       | 現状            |
|----------|---------------------------|---------------|
| 各当該委員会委員 | 委員会開催前日の 18 時<br>(閉庁日を除く) | 委員会開催当日の 9 時  |
| 上記以外の議員  |                           | 委員会開催当日の 13 時 |

### 2 注意点

- (1) 区の求めに応じ、事前提供しないことができる。
  - (2) 提供後、資料に差し替えが生じる場合がある。
  - (3) (1) 及び (2) のいずれの場合も、SideBooks 上の資料に不足があることが分かるようにする。
  - (4) 打合せ終了が前日 18 時を超えた場合は、終わり次第速やかに提供する。
  - (5) 各議員は、事前提供を受けた資料やその内容について、所管委員会終了後まで、所管課への問い合わせは行わないこと。
  - (6) 各議員は、事前提供を受けた資料やその内容について、所管委員会終了後まで、外部への提供及びソーシャルメディア等への書き込みなど公表は行わないこと。
- なお、この公表に関する遵守事項が守られなかった場合は、事前提供を一旦中止し、議会運営委員会において、再開に向け再発防止策等を協議する。

### 3 議会運営委員会に係る資料等の取扱い

議会運営委員会は、正副委員長と理事者の事前打合せが委員会開会 30 分前からであるため、現状どおり(※)とし事前提供はしない。

(※委員会開会 10 分前から全議員に提供)

### 4 今後について

本件は、令和8年5月13日の常任委員会から当面の間試行的に実施し、本格的な運用に向けて引き続き協議していく。

以 上